

高松市監査委員告示第6号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年1月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知
(定期監査・行政監査)



令和7年1月31日

高松市監査委員

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H30.1.31	第4号	意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について	P10	教育局	保健体育課	R6.12.20
2				意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について	P10		生涯学習課	R6.12.17
3				意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について	P11			
4	R元	R2.2.28	第4号	指摘【重点】	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの。	P24	創造都市推進局	競輪場事業課	R6.12.16
5	R4	R4.12.5	第26号	指摘	契約に係る適正な事務処理について	P10	市民局	協働コミュニティ推進課	R7.1.6
6	R5	R5.6.30	第15号	指摘	一者随意契約における予定価格の取扱いについて	P5	都市整備局	交通政策課、河港課、市営住宅課	R6.12.26
7	R6	R6.7.1	第17号	意見【重点】	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P6	財政局	契約監理課、財産経営課ファシリティマネジメント推進室	R6.12.17

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成29年度、31年度及び令和6年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度、31年度及び令和6年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

2 平成31年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

2 令和6年度の重点取組事項

(2) 附属機関等に係るホームページの掲載について

附属機関等の設置、運営に当たっては、「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」等に基づき、委員の委嘱、運営及び会議を開催するほか、会議の開催結果等を本市ホームページに掲載することになっているが、5年度の定期監査において、監査対象局のホームページを確認したところ、必須項目である掲載内容等に不備のあるものが散見された。

そこで、6年度においても、引き続き、本市ホームページにおいて、附属機関等の情報が適切に更新され、正確な情報が提供されているのかという観点から、監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
区分	意見【重点】		
意見の項目	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について		
意見の内容	補助の廃止又は事業支援型補助金等への移行を前提として、補助対象経費の見直し期限等を設定したロードマップを策定するなど、団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理方を検討されたい。		
公表文該当 ページ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年12月20日
所管課等	教育局 保健体育課
措置結果	<p>本件意見に係る補助金については、高松市補助金等の見直し方針に基づき、補助対象経費を見直すことにより、平成30年度から、当該補助金額を1万円減額した。</p> <p>また、令和元年度から、高松市補助金等交付システム見直し基準に基づき、見直し検証の終期を設定し、3年ごとに補助金の見直しチェックリストによる見直しを行うなど、適正な補助金の交付に努めている。【学校給食研究会事業】</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
区分	意見【重点】		
意見の項目	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について		
意見の内容	補助の廃止又は事業支援型補助金等への移行を前提として、補助対象経費の見直し期限等を設定したロードマップを策定するなど、団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理方を検討されたい。		
公表文該当 ページ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年12月17日
所管課等	教育局 生涯学習課
措置結果	<p>本件意見に係る補助金については、令和元年度から、高松市補助金等交付システム見直し基準に基づき、見直し検証の終期を設定し、3年ごとに補助金の見直しチェックリストによる見直しを行うなど、適正な補助金の交付に努めている。</p> <p>なお、意見を付された3補助事業のうち、高松市立幼稚園・高松市こども園PTA連絡協議会運営事業については、事業支援型補助金等の性質を強く持つものであり、また、他の2事業については、事業を実施する事務局職員の報酬を補助するものであることから、今後においても、学校や地域における子どもたちの活動の縮小・低下を招かないよう、実績報告等を基に運営状況等を確認する中で、見直しに係る進行管理に努めることとしている。【高松市PTA連絡協議会運営事業、高松市子ども会育成連絡協議会運営事業、高松市立幼稚園・高松市こども園PTA連絡協議会運営事業】</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
区分	意見【重点】		
意見の項目	団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について		
意見の内容	補助事業者に対し、交付申請時及び実績報告時に財産目録等資産が分かる書類の提出を義務付けるとともに、補助事業者の財務状況を踏まえた補助金額の算定を行うなど、団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築を検討されたい。		
公表文該当 ページ	P11		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年12月17日
所管課等	教育局 生涯学習課
措置結果	<p>本件意見に係る補助金については、監査結果報告を受けて以降、補助事業者に対し、交付申請や実績報告時に資産の状況が確認できる書類を提出させるとともに、預金状況などの具体的な説明を求めることにより、補助の必要性や用途について確認している。</p> <p>また、令和元年度から、高松市補助金等交付システム見直し基準に基づき、見直し検証の終期を設定し、3年ごとに補助金の見直しチェックリストによる見直しを実施しており、今後においても、これらの対応を継続するとともに、補助事業者の財務状況を踏まえた適切な補助金の交付を行うこととしている。【高松市PTA連絡協議会運営事業、高松市子ども会育成連絡協議会運営事業、高松市立幼稚園・高松市こども園PTA連絡協議会運営事業】</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの。		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年12月16日
所管課等	創造都市推進局 産業経済部 競輪場事業課
措置結果	本件指摘事項については、令和2年4月1日に高松市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則が施行され、普通財産の貸付けにおいて、市長が特に必要と認めるとき以外は、連帯保証人は不要となった。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和4年度／市民局		
告示番号	高松市監査委員告示第26号	告示日	令和4年12月5日
区分	指 摘		
指摘の項目	契約に係る適正な事務処理について		
指摘の内容	契約事務については、契約に至った経緯に関連する書類を適正に管理するとともに、法令等を遵守し、適正な事務処理が執行されるよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月6日
所管課等	市民局 地域協働部 協働コミュニティ推進課
措置結果	<p>本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、高松市契約規則及び高松市契約事務処理要綱の遵守について周知徹底を図っている。</p> <p>また、決裁過程において、会計事務処理マニュアル等により、注意すべきポイントを確認するなど、実効性のある審査を行うとともに、契約に関連する書類（見積書等）の保管・管理を徹底したほか、適正な見積期間を確保することや、見積経過表に正確な金額を記載するなど、適正に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	令和5年6月30日
区分	指 摘		
指摘の項目	一者随意契約における予定価格の取扱いについて		
指摘の内容	一者随意契約における予定価格の取扱いについては、細心の注意を払って厳格に保持するとともに、事前に公表することがないよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P5		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年12月26日
所管課等	都市整備局 交通政策課、河港課、市営住宅課
措置結果	本件指摘事項については、令和5年7月に、一者随意契約の見積徴取について、関係課を含む局内で検討した結果、見積徴取に係る関係資料作成時には、一者随意契約に対応した様式を使用することに改め、課内において、予定価格を事前に公表することのないよう周知するとともに、決裁時には、一者随意契約である旨を表記することにより、予定価格の取扱いに誤りがないう、適正な事務処理を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／財政局		
告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	令和6年7月1日
区分	意見【重点】		
意見の項目	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について		
意見の内容	附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、必須項目とされている内容を掲載するとともに、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。		
公表文該当 ページ	P6		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年12月17日
所管課等	財政局 契約監理課、財産経営課ファシリ ティマネジメント推進室
措置結果	<p>本件意見については、監査結果報告を受けて以降、ホームページを更新し、附属機関等ホームページ掲載マニュアルの規定に沿った内容に修正した。</p> <p>また、令和6年11月に、局内所属長を通じて、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、各所属においてホームページの掲載内容に不備がないか、定期的に確認を行うよう周知した。</p>